

指定検定機関 指定の申請の考え方 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

旧 (第 6.1 版)	新 (第 7 版)
<p>P 2 (「器差検定を中心とした指定検定機関」の指定までの流れ)</p> <div data-bbox="107 384 1050 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定検定機関の指定 (審査に合格した機関) ※告示にて公示、経済産業省の計量行政ウェブサイトに掲載</p> </div> <p>P 9 (「器差検定を中心とした指定検定機関」の業務の範囲)</p> <p>○「拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点は、きめ細やかなサービスの提供の観点から、同ブロック内に事業所以外に設けることができる。 ・ 拠点は、検定を実施する者が常駐するものとする。 ・ 業務面の性格は事業所と同等であり、現地検定における旅費算定の起点となる。 <p>P 11 (指定の取消し／罰則規定)</p> <p>○指定の取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検定機関の指定の取消しに関する規定は計量法第 106 条第 3 項において準用する第 38 条に規定されている。具体的には以下の場合、<u>以下のとおり</u>その指定を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 	<div data-bbox="1144 384 2087 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定検定機関の指定 (審査に合格した機関) ※<u>経済産業省の計量行政ウェブサイトに掲載 (公示)</u></p> </div> <p>○「拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点は、きめ細やかなサービスの提供の観点から、同ブロック内に事業所以外に設けることができる。 ・ 拠点は、検定を実施する者が常駐又は求めに応じて速やかに臨場するものとする。<u>なお、検定を実施する者を臨時的に雇用する場合 (以下、こうした形態で雇用された者を「臨時社員」という。)</u>においては、<u>当該臨時社員が所属する法人や当該臨時社員の自宅等に、指定検定機関の所有する器具、機械又は装置を置くことにより、当該法人等を拠点とすることができる。</u> ・ <u>臨時社員 (検定を実施する者) を雇用する場合に、指定検定機関から当該臨時社員が所属する法人等に対して、「どの臨時社員がどの検定依頼に対応するか」のスケジュール調整等について事務委託を行うことは妨げない。</u> ・ 業務面の性格は事業所と同等であり、現地検定における旅費算定の起点となる。 <p>○指定の取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検定機関の指定の取消しに関する規定は計量法第 106 条第 3 項において準用する第 38 条に規定されている。具体的には以下の場合、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

P13（「器差検定を中心とした指定検定機関」の指定の基準）
 ○基準分銅の所有等（種類、表す質量、個数等）
 ・ 想定するはかりの検定を実施するのに必要な、1級以上の基準分銅を、原則として所有すること。借用を含めて基準分銅が検定に必要な適切な数を用意できることを説明すること。

P18（「器差検定を中心とした指定検定機関」の指定の基準）
 表5 「検定を実施する者」「一般計量士」における雇用形態の可否

雇用形態
契約社員（嘱託社員）のうち ・ 1年以上の有期労働契約を結び、1日あたりの労働時間が正社員と同等の者。又は、 ・ 検定対象とする特定計量器の検査に1年以上従事した経験のある者（日々雇い入れられる者を除く）。
<u>パート・アルバイト等</u> ・ 上記以外の者

○パート・アルバイト等の「検定を実施する者」たる条件
パート・アルバイト等は、以下の双方の条件を満たす一般計量士のみが「検定を実施する者」として認められる。

- 以下の（1）～（4）の条件を満たす研修等を修了すること。
- 指定検定機関に関する法規並びに検定対象とする特定計量器の構造、技術基準及び検定の実務に係る演習を内容とすること
- 修了証書が授与されること

P29（自動はかりの検定制度開始時における体制整備のための経過措置）
 ○適用措置時期
 第2弾自動はかり（ホップースケール・充填用自動はかり・コンベヤスケール）に係る指定検定機関の体制
 ・ ・ ・ 2026年3月31日まで（注）

○基準分銅の所有等（種類、表す質量、個数等）
 ・ 原則として、1セット以上の1級以上の基準分銅を所有することとする。借用も含めて、想定するはかりの検定に必要な適切な数の基準分銅を用意できることを説明すること。

表5 「検定を実施する者」「一般計量士」における雇用形態の可否

雇用形態
契約社員（嘱託社員）のうち ・ 1年以上の有期労働契約を結び、1日あたりの労働時間が正社員と同等の者。
<u>臨時社員</u> ・ 上記以外の者

○臨時社員の「検定を実施する者」たる条件
臨時社員は、以下の双方の条件を満たす一般計量士のみが「検定を実施する者」として認められる。なお、自身が製造又は修理に関わった特定計量器については、検定を実施することができないことに留意。

- 以下の（1）～（4）の条件を満たす研修等を修了すること。
- 指定検定機関に関する法規並びに検定対象とする特定計量器の構造、技術基準に係る演習を内容とすること
- 修了証書又は受講証明書等が交付（Web上での交付を含む。）されること

○適用措置時期
 第2弾自動はかり（ホップースケール・充填用自動はかり・コンベヤスケール）に係る指定検定機関の体制
 ・ ・ ・ 2031年3月31日まで（注）

(注) 令和3年8月1日現在、第2弾自動はかりの検定制度通常運用の開始スケジュールについて見直しの検討を行っているところであり、第2弾自動はかりの措置適用時期についても、これに伴い変更する予定。

P33 (検定手数料)

2. その他の料金

直接検定に必要な費用は全て上記検定手数料に含めることとするが、その他検定に必要な費用については実費を別途請求すること、もしくは別途定めることを妨げない。

(例)

- ・ 検定実施場所までの交通費

P38 (指定検定機関講習)

<実施概要>

実施時期	非自動はかり、燃料油メータ —	6月頃募集、9月頃実施 (目安)
	自動はかり4器種	9月頃募集、12月頃実施 (目安)

(削除)

2. その他の料金

直接検定に必要な費用は全て上記検定手数料に含めることとするが、その他検定に必要な費用については実費を別途請求すること、もしくは別途定めることを妨げない。

(例)

- ・ 検定実施場所までの交通費 (検定実施者に加えて、検定補助者が必要な場合は検定補助者の交通費も請求することを妨げない。)

<実施概要>

実施時期	非自動はかり、燃料油メータ —	6月頃募集、9月頃実施 (目安)
	自動はかり4器種	6月頃募集、12月頃実施 (目安)

P39 (検定証印)

<主な関係法令>

- ・特定計量器検定検査規則
- ・計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件

P72 (関係法令等)

指定検定機関等が有すべき技術的能力の基準（電気計器に係る場合を除く。）についてのガイドライン（平成30年10月10日）

<主な関係法令>

- ・特定計量器検定検査規則
- ・計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件（告示）

※上記告示による検定証印の様式は以下のとおり。

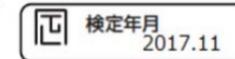
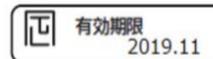
① 自動はかり

※適正計量管理事業所の場合



② 燃料油メーター

③ 非自動はかり



指定検定機関等が有すべき技術的能力の基準（電気計器に係る場合を除く。）についてのガイドライン（平成30年10月10日）

※本ガイドラインは、JIS Q 17020の要求事項をベースに作成されたもの。